

## 答申行政第71号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）において、別紙に掲げるもの以外については、開示することが適当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成29年10月25日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「土地開発審議会における〇〇メガソーラ開発案件の審議記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇メガソーラ（〇〇市〇〇地内ほか）の開発案件の審議に係る岡山県土地開発審査会の会議録」を特定した上で、これについては、条例第7条第5号に該当することから、非開示とする本件処分を行い、平成29年11月7日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成29年11月15日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成29年12月11日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審議過程において、地元住民の意見が正しく反映されているかどうか知りたい。そのため開示決定をしてほしい。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇地区でのメガソーラ建設の是非を問う場合に、避けて通れないことは平成〇〇年〇月〇日夜の集中豪雨による災害の教訓から何を学ぶかということである。

岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号。以下「保全条例」という。）は、開発許可に際し、岡山県土地開発審査会（以下「開発審査会」という。）の意見

聴取を条件としている。開発審査会で出された意見は、私たち住民の生活を左右するものである。

私たち住民は、開発審査会が豊かな知見をもとに、大所高所から大規模な開発計画に対し中止又は大幅計画縮小を求めるなどの意見表明をなされるものと期待していた。豪雨災害の教訓、住民の不安、反対の声を受けとめてもらえると信じていたからである。

その審議内容が非開示では、住民のあずかり知らぬところで、物事が進み、住民無視の行政施策が行われたことになると言わざるを得ない。

弁明書では、議事の公開で、外部の圧力によって、中立の立場からの率直かつ自由な意見、活発な議論が阻害される可能性があるとしている。

しかし、不当な圧力を危惧するなら、委員名のみ非公開にすればいいのではないか。

開発審査会で豪雨災害の教訓、住民の不安、決議や署名に表された反対の声を委員がどう受けとめ議論したのか、当然、住民には知る権利がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開発審査会は、知事が保全条例に基づく開発行為の許可又は不許可の処分をするに当たり、保全条例第5条第4項の規定によりその意見を聞いて参考にするため、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づき設置された知事の附属機関であり、開発審査会の業務は、保全条例に基づく開発許可に関する審査及び意見の具申であり、その委員は、9名の外部の有識者により構成されている。

開発審査会において審議される内容は、大規模な開発事業に関するものという性格から、開発審査会の委員に対し不当な働きかけ、干渉、圧力等が及ぶことを防止するため、委員名は公表しておらず、また、各委員が各分野の専門家として中立の立場から率直かつ自由な意見を述べ、活発な議論をしていただく必要があるため、開発審査会自体も非公開としている。また、開発審査会において、委員に対しても、その旨を伝達している。

このため、該当文書は、条例第7条第5号「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」に該当するため、非開示としたものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「〇〇メガソーラ（〇〇市〇〇地内ほか）の開発案件の審議に係る岡山県土地開発審査会の会議録」（以下「本件対象公文書」という。）である。

##### 2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(3) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）の規定について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書が、上記2で示した条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）又は第5号（審議、検討又は協議に関する情報）の規定に該当するか否か、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第5号該当性について

審査会で見分したところ、本件対象公文書には、実施機関による事業の概要説明の部分と委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分とが認められる。

このうち、実施機関による事業の概要説明の部分並びに委員からの質問等に対する実施機関の回答及び説明の部分については、(2)で述べる条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除き、既に現地説明会等で公になっている情報であり、条例第7条第5号に該当するとは認められない。

また、委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分については、大規模開発事業に関して開発行為の許可・不許可の適否の審議における発言であり、仮にこれを開示すると、委員に対する不当な働きかけや圧力がかかるおそれがあり、あるいは委員が片言隻句をとらえた批判がなされることを恐れるなどにより、自由で率直な意見交換が阻害される危険性があると考えられる。したがって、県の機関内部における協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。ただし、委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分においても、実施機関に対する質問であって委員の意見を含まないと考えられる発言は、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないと判断され、条例第7条第5号に該当するとは認められない。

更に、委員名については、仮にこれを開示すると、前述した委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分を開示した場合と同様に、自由で率直な意見交換が阻害される危険性があると考えられる。したがって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

(2) 条例第7条第2号及び第3号該当性について

実施機関による事業の概要説明の部分並びに委員からの質問等に対する実施機関

の回答及び説明の部分において、別紙の整理番号8の部分については、関係者の個人情報であるので、条例第7条第2号に該当すると判断される。また、別紙の整理番号2から7まで、10、34、35及び43の部分については、開発許可申請事業者の資金計画、資金収支及び土地の所有に関する内容であり、条例第7条第3号に該当すると判断される。したがって、これらの部分は、非開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、別紙において、審査会が非開示にすべきと判断した部分以外については、開示すべきであると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月11日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 1月26日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成30年 2月23日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成30年 3月22日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成30年 4月18日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成30年 5月14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	前岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。

整理番号	非開示にするべき部分	非開示理由
1	委員名	岡山県行政情報公開条例 第7条第5号該当
2	3頁7行13文字目～33文字目	第7条第3号該当
3	4頁38行目～5頁6行目	第7条第3号該当
4	6頁37行目～7頁28行目	第7条第3号該当
5	7頁32行目～7頁34行目	第7条第3号該当
6	7頁38行目～8頁3行目	第7条第3号該当
7	8頁7行目～8頁13行目	第7条第3号該当
8	8頁14行目～8頁34行目	第7条第2号該当
9	12頁9行目～12頁11行18文字目	第7条第5号該当
10	12頁14行目～12頁25行目	第7条第3号該当
11	12頁26行目～12頁28行目	第7条第5号該当
12	13頁4行1文字目～33文字目	第7条第5号該当
13	13頁10行1文字目～16文字目	第7条第5号該当
14	13頁12行目～13頁17行目	第7条第5号該当
15	13頁19行目～14頁1行6文字目	第7条第5号該当
16	14頁7行目～14頁8行目	第7条第5号該当
17	14頁10行目～14頁11行目	第7条第5号該当
18	14頁15行目～14頁21行目	第7条第5号該当

19	15頁 2行目～15頁11行目	第7条第5号該当
20-1	16頁 8行目～16頁 9行2文字目	第7条第5号該当
20-2	16頁10行目～16頁14行目	第7条第5号該当
21	16頁28行目～16頁31行目	第7条第5号該当
22	17頁 3行目～17頁 7行目	第7条第5号該当
23	17頁10行目～17頁17行目	第7条第5号該当
24	17頁20行目～17頁21行2文字目	第7条第5号該当
25	18頁17行目～18頁20行目	第7条第5号該当
26	19頁 7行1文字目～20文字目	第7条第5号該当
27	19頁10行目～19頁11行目	第7条第5号該当
28	20頁 1行目～20頁 5行目	第7条第5号該当
29	20頁 8行目～20頁10行目	第7条第5号該当
30	21頁9行30文字目～21頁17行目	第7条第5号該当
31	22頁 1行目～22頁 3行目	第7条第5号該当
32	22頁 9行目～22頁16行目	第7条第5号該当
33	22頁23行目～22頁24行目	第7条第5号該当
34	23頁 4行目～23頁 7行目	第7条第3号該当
35	23頁19行目～24頁 2行目	第7条第3号該当
36	24頁 9行目～24頁11行目	第7条第5号該当
37	24頁15行目～24頁16行目	第7条第5号該当



38	25頁 5行目～25頁 7行目	第7条第5号該当
39	25頁 9行目～25頁14行目	第7条第5号該当
40	25頁17行目	第7条第5号該当
41	26頁 2行目～26頁 9行目	第7条第5号該当
42	26頁13行目～26頁14行28文字目	第7条第5号該当
43	26頁17行24文字目～29文字目	第7条第3号該当
44	27頁 3行目～27頁10行目	第7条第5号該当
45	27頁16行目～27頁17行目	第7条第5号該当
46	28頁 1行目～28頁 4行目	第7条第5号該当
47	28頁16行目～28頁24行目	第7条第5号該当
48	28頁26行目～29頁 8行目	第7条第5号該当
49	29頁16行目～29頁23行目	第7条第5号該当